慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	古版経済書解題 一千八百四十年版ウィリアム・アトキンソン著 経済原理
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1943
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.37, No.10 (1943. 10) ,p.973(87)- 992(106)
JaLC DOI	10.14991/001.19431001-0087
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19431001-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(13) 田後文書　明治四十年？
(14) 以上述べたところの後半は主として筆者の現場調査を元として特別の事項はその都度、資料を明らかにした。
(15) 田後文書　寫　元祿元年
(16) 同　上
(17) 同　上　寶暦五年
(18) 舊藩時漁業裁許例　一三八―九頁　水産局　明治廿八年
(19) 田後文書　寶暦十一年
(20) 同　上　寶暦十二年、明和元年
(21) この問題については次の小文を參考せられんことを望む。
拙稿「明治維新期を中心とする水産業の變遷過程と漁業法との關係並に其後の推移」（社會經濟史學第八卷第四號）
(22) 田後文書　文化十五年
(23) 註(9)參照
(24) 註(8)參照
(25) この適例としては近く「歴史と生活」に發表せんとする拙稿「敦賀の漁業とその座について」の參照を望む。
(26) 農地森林の入會乃至地割制については支配者の徴税または社會政策上の必要から權力的に行はれたと見るのが通説のようであるが、漁業の場合は本文に記した如く主として自治的な浦法の結果であつた。尤も他浦との爭議とか先規に反する新法とかは支配者の指令に從はねばならぬが、一般には漁業について出來るだけ自治＝浦法に任せ、これに立入ることを避けてゐたことは注目に値する。

古版經濟書解題

一千八百四十年版ウィリアム・アトキンソン著『經濟原理』

高橋誠一郎

一

私は昭和十二年、拙著『經濟學史』上卷中に於いて、早く古典學派に對して攻擊の矢を放つた者にウィリアム・アトキンソン（William Atkinson）の在つたことを記し、其の學説の一斑を紹介した。（同書四九六―四九七頁參照）。茲には、彼れの一千八百四十年の著『經濟原理』Principles of Political Economy; or, the laws of the formation of national wealth: developed by means of the christian law of government; being the substance of a case delivered to the hand-loom weavers' commission.）の全般に亙つて其の論旨を畧記しようとする。

アトキンソンは何年に生れて何年に死んだ人であるか、吾人は全く之れを知ることを得ない。彼れは一千八百三十四年に王立統計協會（Royal Statistical Society）が創立せられた當時からの會員であつたが、同四十四年に退會した。一千八百三十九年、下院に於いて、ジョン・マックスウェル（John Maxwell）がスピッタルフィールズの手織機織工の窮狀の原因を調査す可き委員の任命をヴィクトリア女王に上奏するの動議を提出し、而して動議成立して、

王命委員が其の調査に從事するや、彼れは七月二十六日に開催せられた手織機織工の公集會から彼れ等の實情を委員會に陳述するの委囑を受けた。彼れが是れ等の織工の爲めに行へる運動の一成果が『經濟原理』であつた。倫敦塔の北方に當る同市の一廓スピッタルフィールヅはナント勅命の廢止によつて一千六百八十五年に移住して來た佛國の亡命者等によつて開始せられた絹織物業の中心地として有名な區域であつた。

二

深い注意を以つて經濟學上の主要著書を閲讀したアトキンソンは、斯學が最も不適當にして且つ誤つた方法に於いて取り扱はれて來たことを發見し、此の大主題の眞の本質の考察に其の注意を向け、而して遂に基督教的法則の指導の下に完全なる正確性を以つて斯學を説明することが彼れに取つて可能であると做すの確信を有するに至つたのである。(ibid., p. ix)。

彼れは手織機織工の現狀が甚しく悲慘なるの事實が委員會によつて承認せられたものとして、其の實情を陳述することを止め、單に之れが原因を究め、而して之れが救濟策若しくは改善策を論ずるに止めようとする。委員會の指令書(Book of Instruction)中に示されてゐる原因中の主要なるものは次ぎの如くである。(一)絹織物に代へて毛織物が使用せらるゝ場合に於けるが如く、彼れ等の勞働の使用せらるゝ貨物に對する需要の減少から生じつゝある其の勞働に對する需要の減少に基くか如何か。(二)手織機に代へて力織機が使用せらるゝ場合に於けるが如く、該貨物製造の樣式の相違に基くか如何か。(三)外國品の輸入によつて、若しくは絹絲の輸出による外國製造業の奬勵によつて、生ぜしめられた英國織工に對する外國織工の代位に基くか如何か。(四)諸外國によつて英國製品の輸入に對して課せられた制限に由るか如何か。(五)穀物輸入に影響しつゝある法規に由るか如何か。(六)現金支拂の再

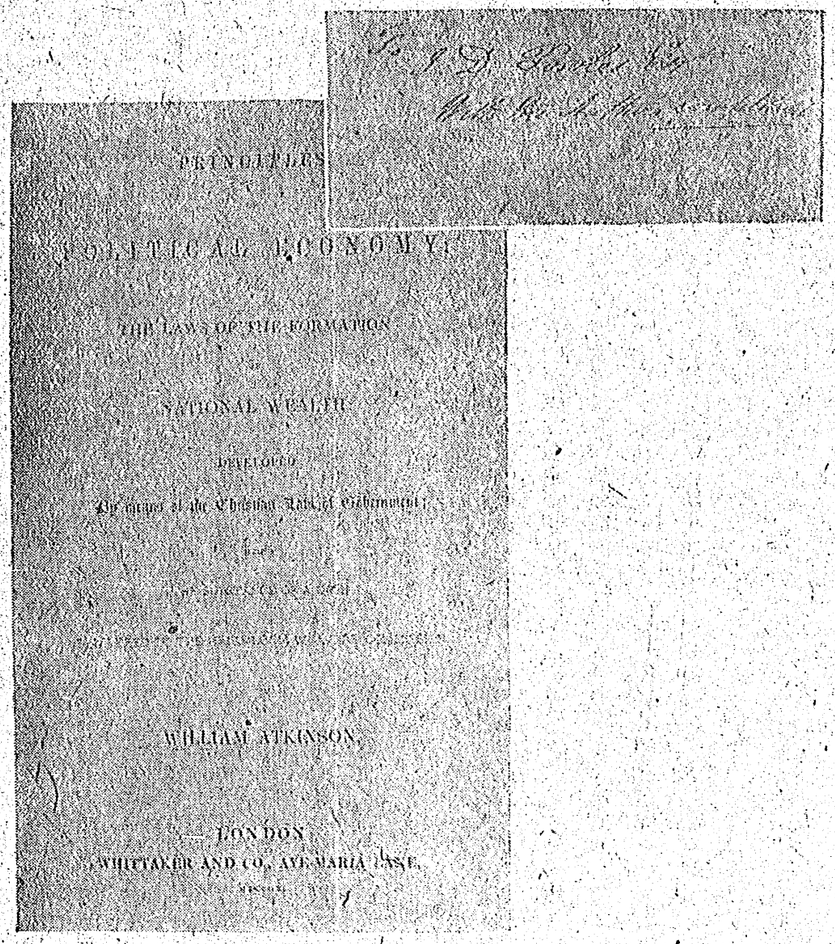

始に由るか如何か。（七）課税の一般的壓迫に由るか如何か。（八）彼れ等の數が彼れ等の勞働に對する需要に於ける比例的增加なくして增加せるに由るか如何か。（九）賃銀率に影響する事態。（十）倫理的諸原因及び狀態が是れである。（Book of Instructions, p. 19; Principles of Political Economy, pp. 2-3.）。又、指令書は、救濟策を提唱する者は、達成せらる可き目的、使用せらる可き手段、並びに提唱せられたる手段が企圖せられたる結果を生ず可き過程を詳細に說明しなければならぬ旨を述べる。而して又、總べて提唱せられたる救濟策が、實だに是れに由つて救助せらんとする職業部門のみならず、社會一般の上に及ぼす蓋然的結果を研究しなければならぬことが要求せられる。（Book of Instruction, pp. 29, 30.）企圖せらるゝ探求の目的を充分に達成するが爲めに、社會若しくは政治經濟學の完全なる叙述を行はなければならぬことゝ爲るのである。是に於いて乎、著者は此の學問の現狀及び本質其の者を縷說しなければならなかつたのである。（Principles, p. 3.）。

著者は本書を三部に分ち、第一論に於いては、斯學の狀態を檢討して、其の虛僞なることを立證せんことを企圖し、第二論に於いては、肯定的命題を構成し、斯學の眞理を確立するに努め、而して第三論に於いては、主として虛僞の原理の下に動きつゝある體制に眞個の原理を適合せしむるの方法を示さんとするに在る。即ち、第一のものに於いては、確立せらる可き命題は否定的であり、推理の方法は分析的である。第二のものに於いては、確立せらる可き命題は肯定的であり、推理の方法は綜合的である。第三のものに於いては、確立せらる可き命題は順應的若しくは救濟的であり、推理の方法は系論的若しくは隣結的であつて、そは必然第二命題即ち肯定的命題の正しき構成に依存する。（ibid., pp. 6-7.）。

三

著者は、其の第一論に於いて、先づ或る一定の內國交易を拋棄し、之れに代へて外國貿易を採用することが一國の事情若しくは資本の上に及ぼす結果如何に就いて、主たる權威と看做された諸家によつて論述せられた所のものが如何に脆弱であり、不充分であり、又虛僞であるかを論證しようとする。アダム・スミスは內國及び外國交易の比較的有利性の問題に關して前者に優越を與へる。スミスに從へば其の國の他の地方に於いて販賣するが爲めに一地方に於いて購入するに使用せらるゝ資本は一個の內國資本を復置する。輸入に使用せらるゝ資本は一個の內國資本及び一個の外國資本を復置する。（Wealth of Nations, ed. Cannan, 1925, vol. i, p.348.）。此の問題に對するセイの回答も亦スミスの其れと同一である。（Atkinson, pp. 9-11.）。マカラックは其の『經濟原論』に於いて此の問題に言及し、薄弱にして非哲學的、從つて又、不當なる主張を爲し、「洵に、そが何等滿足なる解決を許すものでないことは全然明白である」と做して、之れに關する總べての嚴密なる論述を回避しようとした。彼れは他の著作『商業論』（A Treatise on the Principles, Practice, and History of Commerce—Library of Useful Knowledge, 1831.）に於いて此の問題に手を着け、之れを亂雜且つ不正に取り扱ひ、而して結局リカードオの『原　』中に於ける命題に依據する。（ibid., pp. 11-15.）。是に於いて乎、著者はリカードオによつて使用せられたる論證に注意を向け、而して是れを以つて、スミス及びセイの命題を破壞することゝなくして、却つて其れ自體全然虛僞なるの觀あるものであると做してゐる。（ibid., pp. 15-17.）。

次いで、著者はマカラックの如き論者が當時問題とせられて居つた不在地主の費用の影響に就いて論じつゝあるを觀、彼れの如き自由貿易に贊する者は不在地主の費用が國家を富ますことを主張するの必要に驅らるゝ旨を指摘する。（ibid., pp. 20-23.）。更らに彼れは、吾人が曾つて本誌上に於いて紹介せるヂョーヂ・ポーレット・スクロープ

の著（同誌第三十六卷第十一號所載拙稿『古版經濟書解題――一千八百三十三年版ヂョーヂ・ポーレット・スクロープ著經濟學の諸原理』）を俎上に上ぼせる。スクロープは、經濟學の主題が精確なる結果に到達することを許さざる旨を述べて其の論述を開始する。即ち曰く、「經濟學の諸原理に屬し得る確實の最高度は、唯り心證上の蓋然性に達す可きものであつて、物理的諸科學の法則を特性附ける精確性を去ることの遠いものでなければならぬ」と。（Scrope, Principles of Political Economy, 1833, p. 41.）。而も猶ほ這般の不確定曖昧なる原理を敷衍して結論を引くの時、彼れは是れ等のものを確定的若しくは斷定的のものと看做してゐる。不在地主の所得の支出及び販賣の目的を以つてする外國製造品の國内誘入に言及する場合の如き、著者の結論は毫も懷疑的本質を有することなく、彼れの意見は全然斷定的性格のものである。（Atkinson, pp. 24-27.）。

アトキンソンは再びマカラックの『原論』に言及し、禁止制度の全部的廢止が數千の勞作者をして彼れ等が現に從事しつゝある職業を拋棄するの已むなきに至らしむることある可きも、是れが爲めに同等の新たなるものが開かれて、彼れ等を收容す可く、而して、彼れ等の勤務に對する全部的總需要は何等減少せしめらるゝことなかる可しと做す主張の缺陷を擧示する。（ibid., pp. 32-35.）。次いで、彼れは這般の大問題が實際的性格に於いて調査せられた際に、其の取り扱はれた等しく薄弱、輕率且つ不注意なる態樣の一例として下院に於けるボーリング博士（Sir John Bowring）の印度ダカァの手織機綿織工窮迫の問題に關する一千八百三十五年七月の演說を擧げる。（ibid., pp. 35-40.）。

軈て著者はアダム・スミスの『國富論』に就いて更らに一般的なる檢討を行ふ。スミス曰く「あらゆる個人は苟も彼れの支配することの出來る資本に對して最も有利なる使途を發見せんとして不斷に努力しつゝある。彼れが企圖するは、洵に、彼れ自身の利益であつて、社會の其れではない――然しながら、彼れ自身の利益の研究は、自然的に、否寧ろ必然的に、彼れを導いて社會に取つて最も有利なる使途を選ばしめる」と。（Wealth of Nations, op. cit., p. 419.）。斯くの如き論證は實に難件を解決し、而して全問題を除去す可き原理（若し其れが眞であるとしたならば）を包含する。然しながら、アトキンソンを以つて觀れば、そは單に假定的原理に過ぎざるものであつて、實證せられたるものではない。而して、此の著者の一般的推理過程の不統合を明瞭に認めるが爲めには、單に這般の原理を外國貿易に優越せる內國交易の有利性に關して彼れ自身によつて設定せられた命題に適用すれば即ち足るであらう。其の際には、原理が命題を破壞しなければならぬか、然らざれば、命題が原理の上に跳ね反つて之れを擊滅しなければならぬかの孰れかであることが明かとなるであらう。是れ等のものは結合し共存することを得ない。（Atkinson, pp. 44-45.）。然るに、ジョン・ロックは其の『利子引き下げ並びに貨幣價値引き上げの結果に關する考察』中に於いて、「商人は國家をして貧窮ならしむ可き商賣に由つても利得することある可き」を主張した。（Locke, Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest, and Raising the Value of Money, 1692, p. 86.）。著者は更らに『國富論』中に於ける徒弟制度に關する法規及び同職組合の制度に關する論述の過程が、資本に及ぼす規制の諸結果の問題に就いての彼れの論述中に固着せる其れに等しき前提及び結論の兩者の瑕疵を表示するものと做してゐる。（Wealth of Nations, bk. i. ch. 10; Atkinson, pp. 48-51.）。次いで、彼れは英國の植民政策より生じつゝある一般的利益に關する『國富論』中の他の章句を引用し、而して此の點に於いて本書の著者は其の偉大なる心意的產兒を擧げながら、直ちに之れを殺すの手術に着手せるものと觀てゐる。（Wealth of Nations, bk. iv. ch. 7; Atkinson, pp. 51-52.）。最後に、彼れは『國富論』に對するマカラックの批評を擧げ、彼れを以つて、本書に關して、

或ひは此の著に於いて「富の生産の依存する根本原理が、反駁及び論爭の到達範圍を越えて確立せられた」と稱揚し、或ひは其の中に「根本的に誤謬なる」ものゝ存することを指摘して二個の相反する判斷を下せるものと觀てゐる。(McCulloch, The Principles of Political Economy: with a sketch of the rise and progress of the science, 2nd ed. 1830, pp. 56, 58, 158; Atkinson, pp. 52-55.)。

四

アトキンソンは其の著の第一論第二部に於いて、人口及び資本の比較的增加の問題に就いて述べ、マルサスの『經濟原論』に言及する。マルサスは、彼れが筆を執りつゝあつた時期に於いて不完全に研究せられた諸主要命題を列擧した。(Malthus, Principles of Political Economy considered with a view to their practical application, 2nd ed., 1836, p. 3.)。アトキンソンは是れ等のものゝ中から四を選ぶ。價値の本質及び尺度、需要及び供給の諸原理の本質及び範圍、勞働の賃銀を決定する諸原因及び資本の利潤を決定する諸原因が是れである。而して、彼れは言ふ、斯學の是れ等の部分が、尙ほ列擧せられた他のものと共に未知であることが眞であるとするならば、余は其の重要なる部分は何一つとして知られてゐないと主張することを是認せらるゝ可きであると。蓋し、是れ等の諸部分が一緒に寄せ集められるゝならば、斯學の殆んど全題材が斯くて形成せらるゝ總體中に包含せらるゝ可きが故である。(Atkinson, p. 58.)。而して、其の研究の端緒に於いて、資本形成の諸法則を發見することに絶望し、而して其の後の努力に於いて挫折せしめられて、彼れは、第二に、人口增加の諸法則の探求に其の注意を向けた。彼れは前者の增大を促進する方法を發見することが出來なかつたので、總べての者が願はしいことを承認する所のもの、即ち、人口の大集團と之れを支持するに必要なる手段の大集團、換言すれば、資本との間の更らに正しい比例を生ぜしむる方法を明確に定めるが爲めに、後者の增大を防止するの方法を看出すに努力したのである。是に於いて乎、アトキンソンはマルサスの人口原理に言及するの必要を認め、一千八旦三十六年一月十八日、倫敦統計協會に於いて朗讀せられたハラム(Henry Hallam)の勞作に成る表によつて之れを吟味し、之れを虛僞のものと斷定する。ibid., pp. 58-61.)。彼れに從へば、マルサスの幾何級數及び算術級數は事實と照し合せて之れを顚倒するの要あるものである。即ち前者は資本形成の諸法則に、又後者は人口增加の諸法則に更らに近く適用し得るものである。(ibid., p. 66.)。次いで、彼れはマルサスの誤謬の源に就いて述べる。彼れの心意は飽く迄も其の人口の膨脹原理によつて支配せられて、彼れは其の主題の頗る高くして且つ重要なる要素、即ち、人間の本性が本質的に獸の本性から相違することに對して何等の顧慮をも拂はなかつた觀がある。彼れにして若し、人間の精神的若しくは倫理的屬性を其の考察中に齎し而して其の影響に就いて推理したならば、彼れは他の論述の順列に引き入れられたであらう。(ibid., pp. 68-69.)。アトキンソンは困窮及び逼迫の諸原因に關するマルサスの種々なる主要論議を對照し、而して、曾已〻勞働が正當に之れを購ふことなかる可き際に於ける生存權を否定しつゝある彼れの戰慄す可き結論を以つて、彼れ自身の一般的論述によつて全然支持せらるゝことのないことが明かにせられたと做してゐる。即ち、曩きに引用せられた彼れの『經濟原論』の一部に現れてゐるが如く、彼れにして若し勞働の賃銀を決定する諸原因を看出すことを得なかつたならば、人は彼れの勞働が之れを購ふことなかる可き生存に對して何等の權利をも有ずることなきを看出すを得ないことが明かであるからである。(Malthus, An Essay on the Principle of Population, 6th ed., vol. ii, 1826, p. 319; Atkinson, pp. 81-82.)。著者は更らにマルサスの著作の檢討を續け、而して、人口及び資本の比較的增加の大問題が如何なる方面から考察せらるゝも、事實は手段若しくは資本を取得する吾人の力と比

敎せられた人民の過度の增加ではなくして、全然「國民的意志」(national will)の適當なる指導若しくは規制の缺如から生じつゝある手段若しくは資本の取得不足であることが明かであると論結する。(Atkinson, p. 91.)。

五

アトキンソンは、一般商業の大問題に關して現存する「科學的」證據の不完全且つ虛僞の性格が彼れの上述せるが如き研究によつて明かにせられたと做し、其の著の第一論第三部に於いて、ハスキッソン(William Huskisson)の演說に關說して「實際的」證據の本質を究明しようとする。彼れは、下院に於ける自由貿易原理を主張するの方法が不當且つ不正であつたことを論爭する。(ibid., pp. 92-93.)。ハスキッソンの意見の本質が疑しいことは、彼れが反對の政策の進路を支持せることによつて明かにせられる。彼れは一千八百二十五年六月、關稅整備法案(Custom Consolidation Bill)の提出に際し、愛蘭リンネル業の問題に關して自由貿易の原理を拋棄し、保護若しくは規制の原理を擁護した。(ibid., pp. 105-107.)。次いで、一千八百二十六年四月十八日、ホィットモーア(Whitmore)によつて提出せられた穀法の狀態調査に關する動議に對する討論に際して、彼れは完全に自由貿易原理を否認した、曰く「小麥の現在の平均價格は、余の意見に於いては、總べての社會階級に對して救濟よりも苦惱を多く生ずることなくして著しく、低下せらるゝを得ざる所のものである、と余は言ふ。議會にして若し急激に且つ著しく總べての生活必需品の價格を引き下げることが出來たならば、一般の困窮を救濟するどころか、そは單に之れを甚しからしめ、而して之れが終止の見込を遲延せしめるに過ぎないであらう」と。又曰く「余の尊敬す可き友は、恰も、自由貿易の問題が、此の國の人民に對する外國生產物の供給の邪魔になるやうに課せられた總べての制限の絕對的撤回であるかの如くに之れを論議する、然るに足下よ、斯くの如きは此の問題に關する余の見解ではないのである」と。

次ぎの會期の初め、十二月六日、機械輸出の問題に關し、ヒューム(Joseph Hume)によつて提起せられた討論に際し、ハスキッソンの行つた演說は又、自由原理と相反する要素を含有するものであつた。(ibid., pp. 125-127.)。一千八百二十七年五月十五日、ホィットモーアの提出に係る大不列顚及び印度間の通商狀態に關する特別調査委員會設置に關する動議に對する討論に際して、ハスキッソンは諸利害の過度の競爭及び軋轢を防止するが爲めに舊い立憲的規制原理を擁護するの主張を爲した。一千八百二十八年の會期に於いて、ハスキッソンは前會期にカニング(George Canning)によつて提出せられ上院の修正に由つて法律と爲ることのなかつた穀物法案よりも新たに提出せられたものが內國農業に對しより有效なる保護を與ふるものと看做さるゝの故を以つて之れに左袒し、其の原理を强く擁護した。(ibid., pp. 129-132.)。アトキンソンは更らに一千八百三十年七月五日、物品賃銀制度(truck system)に關するハスキッソンの演說を引用し、彼れが、縱令ひ經濟學の敎理に反するも猶ほ「勞働者賃銀法案」(Labourer's Wages Bill)を支持せざる可からずとなせることを指摘する。(而も、彼れは同法案が之れと完全に一致するものであることを主張するものではあつたが)。(ibid., p. 133.)。斯くて、著者は此の政治家が自由の原理を主張し、又之れに基いて諸政策を構成せることを認めるのであるが、而も、彼れが著しく制限的若しくは規制的商業原理に左袒せるの證跡歷然たるものあることを主張する。(ibid., p. 134.)。

六

第四部に於いて、著者は本問題の倫理的本質を考察せんことを提言する。彼れは此の主題に關するペーリィ(William Paley)の Moral and Political Philosophy, 1785. に現れたる意見を揭げ、(ibid., pp. 358, 360.)、次いで、之れに關するマルサスの所言を擧げ、(Principle of Population, op. cit., vol. ii, pp. 425-426.)、更らにマカラッ

クの主張に言及し、彼れを以つて、自由の原理を承認して、其の承論をよく表示し、而して、何等躊躇する所なく、其の正統の結論を採用せるものと做してゐる。利己若しくは貪慾は正當若しくは有益なる動機であると云ふものが即ち是れである。（Principles of Political Economy, op. cit., pp. 179, 191, 519.）。玆に述べられた教義は、洵に見事なる叙述方法の中に包まれ、人間の欲情の熱烈なる傾向に媚びる辭句の下に宣傳せられてゐる。然しながら、反省の餘裕が與へられるならば、「斯くの如き制度の下に於いては、何人が最良の市民であるであらうか」「何人が其の造物主の意圖を成就するに最高度に於いて貢献するであらうか」と云ふ重大なる疑問が生じなければならぬ。辭かに思を廻らして、僅かに被ひを除けば、神秘は訐かれる。そは貪慾心の奴隷たる守錢奴（Miser）である。商業的交換の「自由」制度が、總べての考査中の最高なるもの、即ち精神的及び倫理的の其れに服せしめらるゝの時、其の原理は基督教的戒律の至上命令即ち神の意志及び精神に正反對であることが發見せられる。（Atkinson, pp. 136-141.）。

七

著者は第五部に於いて、經濟學に關する大多數の著者によつて採用せられた「證據不可容」（inadmissibility of proof）の原理に言及する。彼れは總べての精確なる論議に對して斯くも有害であり、斯くも總べての探求の基礎を不確定ならしむるものと看做され、斯くて又、斯くも實質上全然有毒なる原理が人心の探究の唯中に存在することを許さる可きではないと思惟する。曩きに掲げたが如く、マカラックは「そが何等滿足なる解決を許すものでないことは全然明白である」と言つてゐる。此の命題が其の表明せらるゝ語法の曖昧を除去せられて、其の眞の形態に於いて表示せられたならば、「そは明白ならしめらるゝことを得ないことが全く明白である」と云ふことになるであらう。（ibid., p. 143.）。アトキンソンは一般の許容を受く可き點を選び、而して後、此の點を標識若しくは嚮導として確立せんことを提唱する。然らば、斯くの如き一定點は存するであらうか。著者は其の存在を疑はさるものである。要求せらるゝ物が「資本」であることが許されるであらう。資本の形成若しくは增加が「利潤」なる表意的名辭の下に知られることも亦、許されなければならぬ。是に於いて乎、理論に於いて主張せられ、又、實際に於ふて企圖せらるゝ物は其の最廣且つ一般的なる意義に於いての利潤である。アトキンソンは這般の提言に於ける意見の一致を示すが爲めに、スミス、マルサス及びマカラックの著書中の諸章句を引用する。（Wealth of Nations, bk. i. chaps. 8, 9; Malthus, Principles of Political Economy, sec. 10. p. 424; M'Culloch, Principles, pp. 107, 109, 111.）。而して、彼れは此の標點を注視することが經濟學に就いて論ぜんとする總べての者に取つて重要なる所以を主張して、其の著の第一論、即ち否定命題の設定を終る。（Atkinson, pp. 145-153.）。

八

肯定的なる此の書の第二論は全智にして仁慈なる造物主の命じた諸法則の說」を與へるものである。人間は其の創造者によつて何物をも有することなきも、而も無限の品種を取得するの能力を與へられて地上に置かれた。彼れの勞働は其の手段であり、大地は其の上に彼れの勞働が働かされる客體である。彼れに取つて必要なる第一の物は食料であり、從つて、彼れの最初の懸念は之れを取得するに在る。（ibid., p. 155.）。彼れの勞苦は彼れ自身の支持に充分なる以上のものを以つて酬いられる。彼れは是れに由つて他人の欲望に寄與することを得せしめられる。同一泉源に對し持續的に其の勞力を加ふるに由つて、彼れは直ちに自己の家族に取つて充分なる以上のものをすら取得する。斯くて又、貯藏が集められ、是れに由つて彼れは交換を始める力を獲得する。然しながら、此の單純なる動物の狀態から複雜なる社會的存在の狀態に移る第一歩は最も重要なる進みであるが故に、其の法則を組成する諸

事實の狀態は頗る注意深く且つ嚴密に探求せらるゝを要する。上述せる所のものから推定せられ得る最初の重要なる命題は、手段の增加が種屬の增加に先んじなければならぬと云ふものが是れである。(ibid., p. 156.)。

次いで、著者は兩當事者あるに非されば、何等の交換も起り得ざる旨を述べ、而して、A及びBの兩當事者が存し、一方の勞働が、食料の關する限り、兩者の欲望を滿すが爲めに充分なるものを取得することが出來、次いで、勞働の分割若しくは其の別箇の用途が起るか若しくは協定せられて、Bは食料の爲めに勞働するを止め、衣料の如き、他の生產物を取得するに至り、而して自己及びAの爲めに之れを取得するに成功するものと推定する。斯くて、過剩の食料、卽ちAの貯藏は、Bによつて爲さるゝ需要に由つて價値を取得し、又、Bの過剩生產物卽ち衣料はAによつて爲さるゝ需要に由つて價値を取得する。(ibid., pp. 157-159.)。斯くて、Aの利害はBの貯藏に置かれ、又Bの利害はAの貯藏に置かれる。自己信賴の部分的廢棄は一方が他に措く信賴(Trust)によつて誘起せられたのである。斯くの如き事態は行爲の原理を支配し若しくは規制す可き倫理法則の導入を必要ならしめる。(ibid., pp. 160-162.)。

著者は更らに一步を進めて、食料を生產するA、衣料を生產するB、建築材料を生產するC、及び燃料を生產するDより成る社會を想像し、而して、如何に業務分割及び再分が廣く若しくは數多く行はれても、人類の物質的幸福が共働若しくは利益の結合から生ずることに變りはなゝと做してゐる。(ibid., pp. 162-165.)。次いで、彼れは之れに反するの原理たる軋轢若しくは競爭の其れを檢討し、其の大なる破壞的原理たる所以を立證し、而して、「比例の法則」(law of proportion)なるものを導入し、其の至要なる本質を確說しようとする。此の法則は是れ迄多數の著者によつて注意せられては居つたのであるが、而も、彼れを以つて觀れば、其の作用を啓示せらるゝことがなかつたのである。(ibid., pp. 165-171.)。玆に、彼れは前記需要原理を再說し、運動の正規性若しくは價値の永續を保持するが爲めには、一物の定量が他物の定量と等しくなければならぬことを主張する。卽ち、一物の供給は他物の供給と等しくなければならぬ、換言すれば、供給と需要が正確なる均衡に於いて存在しなければならぬ。此の法則の作用を示すが爲めに、彼れは、一貨物の供給が十なる數によつて表示せられ、而して之れに對する需要も亦同一の數によつて表示せられると假定する。然るに今、供給が十四に增加し、而して需要が單に十二に增加したに過ぎないとしたならば、比例は變じ、斯くて又、供給せらるゝもの〻價値に於いて狂ひが生じなければならぬ。又、供給が依然として十であり、而して需要が八に減少したとするならば、其の結果として、需要以上に出でた供給の過剩若しくは比例の狂ひによつて惹起せられた前と等しい結果が生ず可きことが明かである。需要は價値の調節者若しくは唯一原因であるが故に、其の力の變化によつて、之れに支配せられつゝある諸物は影響せられなければならぬ。(ibid., p. 172.)。

著者は、次いで、軋轢若しくは競爭の原理が、人間社會の初期の段階に於けると等しく、進步せる其れに於いても亦等しく有害であり、而して其の結果は、あらゆる場合に於いて、價値若しくは資本の破壞であることを立證しようとする。彼れは國內交易を國際貿易に變へ、英國民が低廉なるの故を以つて自國民の勞働によつて生產せらるゝ小麥を需要することを中止して佛國民の勞働によつて生產せらるゝ其れを需要し、而して、佛國民が英國民の勞働によつて生產せらるゝ綿製品を需要するが爲めに、自國民の勞働によつて生產せらるゝ其れを需要することを中止する場合を例に取つて、其の結果が是れ等兩國の資本に取つて有害なることを論證する。(ibid., pp. 174-180.)。彼れは又、此の問題を倫理的見地から考察する。(ibid., pp. 180-182.)。彼れは更らに進んで、業務の種々なる分

割及び再分を採用しつゝある勞働によつて、又社會契約の諸法則によつて援助せられて、自然の未製資料の發展に於いて行はるゝを得可き正確なる進歩の程度を組成し又測り出す所のものを明かならしめんとする。冀きに擧げたる例に據り、Aの過剰生産物は、Bが之れを需要するならば、彼れに對して有利なる實體と爲る。Bの場合も同樣である。斯くて、Aの過剰生産物卽ち彼れの利潤はA及びBに關する進歩の程度を標示する。C卽ち第三の分割の形成に於いても亦同樣である。資本の增加量卽ち所謂利潤は改良の力の範圍を指示する。斯くの如きものが所謂「程度の法則」(law of degree)である。(ibid., pp. 182-183.)。

其の構成的主張の諸原理を確立し而して必要なる範圍に於いて是れ等のものを例示せる著者は、次いで之れを確證す可き證左に讀者の注意を向はしめんとして、先行法則(law of precedence)卽ち人口に先立つて資本を保持するの必要並びに一般に生産に適用し得可き比例法則に關係を有する諸章句をスミス、マルサス及びマカラックから引用する。(Wealth of Nations, bk. i. chap. 3; chap. 8; bk. ii. introduction; Principle of Population, bk. iii. chap. 8; chap. 14; M'Culloch, Principles of Political Economy, pp. 99, 377; Wealth of Nations, bk. i. chap. 7; Malthus, Principles of Political Economy, bk. II. chap. i. § 10; § 7.)。(Atkinson, pp. 188-195.)。

著者は第二論の第二部に於いて、彼れの擧示した證左は其の實情が審議せられつゝある人民の大なる部類の悲慘なる狀態並びに一般に苦若及び窮乏の諸原因をして疑問の餘地なからしむるに充分であると做し、而して、競爭の原理は害惡の原理であることが明かにせられたが故に、這般の大主要原因は多樣の結果を通じて働かなければならず、而して、是れ等の結果は又立ち代つて原因と爲ることが明かと爲ると思惟した。斯くて彼れは之れを此の書の初めに掲げられた指令書中の諸問題に適用する。(ibid., pp. 198-203.)。而して彼れは其の構成的主張の實體が、全然、上帝によつて彼れの基督教的啓示中に於いて人類に傳へられた大教理、神の國の統治原理の指導の下に置かれることを說く。(ibid., pp. 208-210.)。彼れを以つて觀れば、軋轢、競爭若しくは分離に對立する合一若しくは結合は社會的若しくは商的行爲の眞原理であるからして、自由の原理は拋棄せられ、規制の原理が採用せられなければならぬことゝ爲るのである。(ibid., p. 210.)。

九

アトキンソンが其の著の第三論に於いて主張せんとする救濟策は前命題に依存し、若しくは之れよりして發出せるものである。現存資本を保存するが爲めに、あらゆる現在の需要若しくは現存交易關係は持續せしめられなければならず、又、變化若しくは改良は現存資本から將來に於いて生ずるを得可き一般的增加の程度、卽ち生じつゝある利潤の總計に應じて規制せられなければならぬ。(ibid., pp. 213-214.)。彼れは現存の害惡卽ち貧困に對する救濟策が如何なる逆進的若しくは後退的運動に於いても、看出さる可きでないことを論爭するを以つて其の義務とする。斯くて、彼れは、手織機織工が手の勞働に代へて機械力を使用するに由つて損害を受けたことは明かであるが、而も、現在行はれつゝある機械力の利用を停止するの法律を構成することによつて、一般に損害が蒙らしめられ、而して貧困の病患が重からしめらる可きことを認める。(ibid., p. 214.)。

著者は又、租稅の廢止から利益を受くるの不可能を說く。彼れは之れを說明するが爲めに二個の場合を想定する。第一は國債の任意的若しくは强制的拋棄の場合であり、第二は一軍隊の解散の其れである。是れ等の場合に於いては、國債に對して權利を有したる者及び戰爭遂行に從事したる者の消費の內容を形成して居つた種々なる貨物に對する需要を減少し、延いては全價値の基礎たる總べての貨物の供給及び需要間の調整せられた均衡を攪亂し、其の

結果、該社會の一般資本の上に損害を與へ、斯くて又、貧困及び窮迫を增加す可きである。(ibid., pp. 215-216.)。著者に從へば、是れ等二個の場合の孰れに於いても唯一の眞にして正しい行動方法は事實の性格を、公の負擔若しくは義務から、課稅の原理より生ずることのない需要の狀態に變ずるの其れである。斯くの如きは當事者等の權利の償却に其の社會の資本の年增加額卽　總利潤の一部を充當し、是れに由つて又、可能なる限り全然、需要の持續、斯くて又、資本の總體に互る價値の保存を保持す　によつて遂行せらる可きものである。彼れは斯くの如きを以つて正義及び公正と完全に一致するものと觀る。(ibid., p. 217.)。而して彼れは自己の主張を確證するが爲めにマルサスの『原論』の一節を引用する。(Malthus, Political Economy, pp. 418, 424, 435, 436.)。

次いで、彼れは其の主張する意見によつて手織機織工に對して如何なる救濟若しくは慰安の展望が存するかを述べる。第一に、社會が既述の正しい行動の針路を彼れ等の爲めに採用することを決意するとしたならば、手織機織工の現狀は其の最惡狀態であらう。彼れ等は是れよりも更らに低く降ることがないであらう。次ぎに、更らに急速なるか若しくは更らに豐富なる資本一般の形成が之れに次いで起るが故に、彼れ等によつて造られた物品の供給に比較せられた需要の比率は引き上げらる可く、這般の需要の增加は彼れ等の利得の割合に於ける漸次的增進を招來す可く、其の間に彼れ等自身の改善せられた狀態は彼れ等自身に需要す可き他の貨物の生產者の上に反動す可く、斯くて又、情況の改善は徐々ではあるが、確實且つ一般的であらう。(Atkinson, pp. 221-222.)。

第三論の第二部に於いて、著者は、其の全主張の原理とシェークスピアによつて唱道せられた原理との間に存する著しい類似に就いて述べる。彼れは玆に、『トロイラスとクレシダ』に於ける、希臘軍がトロイを破壞することの出來ない原因に關するユリシーズの演說を引用する。(Troilus and Cressida, Act i, scene 3.)。彼れは玆に善惡二個の原理が表明せられてゐるものと觀る卽ち、一は結合若しくは合一の其れであり、他は分離、軋轢若しくは競爭の其れである。(Atkinson, pp. 229-232.)。

次いで、彼れは其の所論を敎育の問題に適用し、而して、人民の大部分の貧困及び窮乏と云ふが如き歎はしい害惡は、不善、利己的若しくは歪曲せられた意志(是れに由つて不正なる原理が生產に附着せしめられた)によつて推進せらるゝ虛僞の敎育若しくは虛僞の敎導の事實によつて惹起せられたものであると主張する。(ibid., pp. 232-233.)。彼れは、無形的及び有形的力の唯一の眞規制者たる基督の宗敎を前置することのない敎育若しくは俗世的敎導の計畫に耳を傾ける者は神の啓示せる法則若しくは意志を拒否するの罪あるものであると觀る。(ibid., p. 235.)。最後に著者は物質的なる總べてのものから區別せられ、又之れに優越する精神的原理の本質を綿密周到に考察して其の筆を擱く。(ibid., pp. 242-247.)。

十

元來宗敎的懷疑と哲學的究明の時代に成立した英國經濟學が　其の後に於いて非倫理的不可識論的概念に指導せられて、全然、書中に敎を求むることなきに至り、唯物主義的、個人主義的且つ自由主義的と爲りつゝあるの時、本書の著者は神憑りの語調を以つて自由主義に反對し、大膽に保護主義を力說したのである。彼れは其の「比例法則」に立脚して自由の原理が決して人民の大多數の上に幸福を齎すものに非ざる所以を强調せんとした。其の斷乎たる保護政策の皷吹と其の倫理的及び宗敎的方面に心を惹かれた New York Tribune. の主筆ホレス・グリーリィ(Horace Greeley)の序文を附せられた本書の米國版が一千八百四十三年に紐育に現れた。アトキンソンは又、本書發兌以前卽ち一千八百三十三年に The Principle of Protecting Home Trade, or the Principle of Free Trade

Refuted. を　同三十八年に The State of the Science of Political Economy investigated. を出版して居り、更らに本書發兌以後、一千八百五十八年に Principles of Social and Political Economy, or the Laws of the Creation and Diffusion of Wealth investigated and explained. の第一卷を倫敦に於いて上梓したが、其の第二卷は終に出版を見ることがなかつた。

本解題を草するに當つて使用した私の所藏本はパウレス(J. D. Powles.)と云ふ人への著者の贈呈本であつて、寄贈後一百年間其の頁は全然切裁せられることなくして殘つて居つたものである。私は此の一本を獨逸の書房ヘラーベルグ博士から購入した。玆には其の表題頁並びに著者の手蹟を寫眞版として挿入することゝした。

前號目次

（第三十七卷九月號）

消費經濟思想史概觀……高橋誠一郎

原單位計算制度に關する若干の考察…小高　泰雄

翻譯『國富論』……三邊清一郎

——戰爭經濟學——

菊池勇夫著　勞働法の主要問題……藤林　敬三

購讀料　一部　金五拾錢　郵稅金貳錢
半ヶ年分　金貳圓九拾錢　郵稅金拾貳錢　（停）
一ヶ年分　金五圓四拾錢　郵稅金貳拾四錢

編輯及び事務に關する一切の用件は發行所へ
營業に關する用件は發賣所へ
原稿締切期日は發行前月十日

昭和十八年九月二十五日印刷納本
昭和十八年十月一日發行　毎月一回一日發行

三田學會雜誌　禁轉載
第三十七卷第十號

編輯兼發行者　東京都芝區三田慶應義塾內　江田臨保
印刷者　東京都赤坂區新町五ノ四二　金子鐵五郎
印刷所　東京都赤坂區新町五ノ四二　金子活版所　（電話三三九四）

發行所　東京都芝區三田慶應義塾內　理財學會
配給元　東京都神田區淡路町二ノ九　日本出版配給株式會社

購讀申込は最寄出版社へ（東京市芝區三田二ノ一）